

定期性預金:ビジネスサポート定期積金

ご利用いただける方	法人および事業を営む個人の方
お預入れ期間	3 年以上 5 年以内の期間で 1 ヶ月単位で指定が可能です。
お預入れ金額／単位	毎月 5 万円以上／1 万円 毎月定期的に一定の掛金を払い込みいただきます。 (ただし、毎月の掛込金額の上限を 100 万円までとさせていただきます。)
適用金利	固定金利(契約時の約定利率「約定年利回り」を満期日まで適用します。) 1.10%(税引後 0.876535%)
利払方法	給付補てん金は、満期日以後に一括してお支払いします。
利息計算方法	給付補てん金は、付利単位を 1 円とし、契約期間における掛金残高積数に約定年利回りを乗じて計算します。
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
税金	【個人のお客さま】 分離課税 20%(国税 15%、地方税 5%)となります。(2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる給付補てん金には「復興特別所得税」が追加課税されるため 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)となります。) 【法人のお客さま】 総合課税となります。(2016 年 1 月 1 日から法人のお客さまに係る利子割(お受取利息から特別徴収する地方税 5%)が廃止され、特別徴収は行わないこととなっております。)

- 原則として、中途解約はできません。
- 満期日までにやむをえず解約された場合は、期限前解約利率により利息相当額を計算し、掛金残高相当額とともにお支払いします。
- 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1 年を 365 日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。
- 本商品の取扱いは予告なく中止する場合があります。
- 店頭の説明書をご用意しております。
- 総合口座のお取扱いはできません。
- この預金は、預金保険機構の保護対象商品です(元金 1,000 万円までとそのお利息)。